

# HIV 診療支援センターについて

平成 8 年 3 月の HIV 訴訟原告団との和解から、政策医療としてエイズ診療体制整備が進められた。

本院は平成 9 年 4 月に北海道エイズブロック拠点病院に指定され、「北海道内のエイズ医療の水準の向上、地域格差の是正を推進していく」「エイズ医療においてチーム医療が円滑に機能するよう支援する」役割がある。これまで HIV 感染症対策委員会が主体となり、診療体制の強化を図り、院内のみならず、他の医療機関に対してもエイズ診療に関する継続的な支援を行ってきた。

平成 28 年 7 月 1 日に院内の複数部署の連携を基に HIV 感染症患者のさらなる包括的な診療・支援を行うことを目的として、北海道大学病院 HIV 診療支援センターを設置した（図 1）。センター長及び副センター長統括のもと、院内の関係部署が連携して診療支援を行っている。

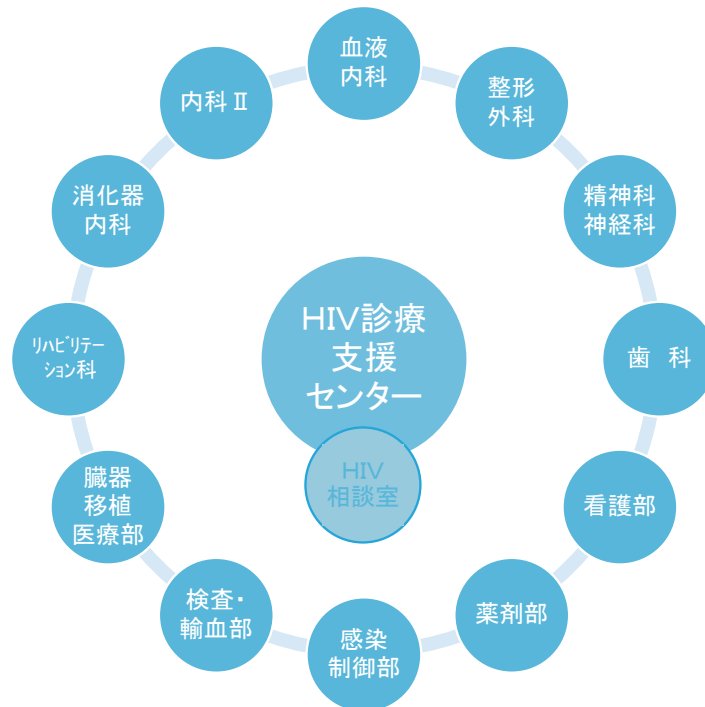


図 1 HIV 診療支援センター組織図

## HIV 相談室について

HIV 診療支援センターには窓口として HIV 相談室が設置され役割の一端を担っている。HIV 相談室には、エイズ医療専従の専門職（HIV 担当看護師 カウンセラー ソーシャルワーカー 情報担当）が配置されチームで活動し、HIV 検査相談、針刺し事故時の対応、患者の転院や診療施設紹介、個別症例相談などを実施している。北海道内の医療体制整備の役割として、拠点病院の HIV 担当専門職間の連携やケアの充実や教育を目的とした研修会や連絡会議も実施している。

また、HIV 相談室では、医師と専門職が集まり週 1 回カンファレンスを実施し、通院患者の情

報共有や個別ケースの検討、研修会等の企画運営や、院内外の課題の検討にチームで取り組んでいる。

## 1 HIV相談室の役割

- (1) HIV 感染症患者の療養支援・家族 / パートナー支援
- (2) 病気や療養生活についてなど情報・資材提供（患者 / 家族・院内外の医療者等）
- (3) HIV 検査希望者の受検相談
- (4) HIV 感染患者・家族 / パートナーの心理的支援、カウンセリングの実施
- (5) 社会資源の紹介や制度利用相談
- (6) HIV 感染判明後から医療機関受診までの支援
- (7) 予防啓発活動（HIV 検査相談 サークルさっぽろ 講演など）
- (8) 北海道内の HIV 担当者・関係者の連携と教育
- (9) 拠点病院との連携・調整（研修会 / 連絡会議の実施・個別ケース相談）

## 2 HIV相談室の利用について

在室時間 8：30～17：00（祝日を除く月～金）

個別相談 9：00～16：00

直通電話 011-706-7025

メールアドレス：soudan@med.hokudai.ac.jp

\* HIV 担当看護師・カウンセラー・ソーシャルワーカー・情報担当・事務補佐員が在室

\* 原則事前予約が必要だが、予約状況により対応可

\* 相談はプライバシーが守られる個室対応

\* 1 回の相談時間は 30 分～60 分程度

\* 相談室の利用のみ（診察を受けない）の場合、料金は不要

\* 北海道大学病院通院患者以外でも利用可能（家族、遺族など）

<相談依頼方法>

① HIV 担当看護師への連絡は、相談室（内線 7025）に直接電話をする。

② カウンセラー・ソーシャルワーカーへの連絡

◆ 院内の場合：相談室（内線 7025）へ直接電話連絡、または病院情報管理システムの院内手紙（電子コメント）を用いて連絡依頼。

電子コメント→ HIV 相談室→カウンセリング依頼・メディカルソーシャルワーカーへの相談依頼のコメント入力後、内容確定し送信する。

◆ 院外の場合：相談室（011-706-7025）へ直接電話連絡

## 3 HIV担当看護師の役割

看護師の役割として、患者が QOL を維持しながら療養生活と治療の両立ができ、自己のライフスタイルを構築していけるよう支援していくことを大切にしている。「患者の身体的・心理的・社会的背景を総合的に把握しセルフケアを実践できるように支援する」「治療方法や療養生活に関して患者が意思決定できるように支援する」「患者の療養上の目標を共有し、医療チームが効

果的に協同し包括的医療が提供できるようチームをコーディネートしていく」ことを実践している。また、北海道エイズ治療ブロック拠点病院の担当看護師として、道内の拠点病院や他の医療機関との連携調整、情報提供、個別相談など HIV に関連する道内の医療向上の一端を担い主に以下のことを実践している。

- (1)療養生活支援
- (2)他科・他施設受診時連携支援
- (3)カンファレンス開催などチーム医療の調整
- (4)医療関係者への HIV 最新情報の提供，研修会や連絡会議の企画運営

## 4 カウンセラー（臨床心理士）の役割

HIV/AIDS に感染すると精神神経学的症状を伴うことがある。例えば、病名告知後の不安や抑うつ症状、日和見感染症による不眠や倦怠感、就労困難による焦燥感などである。より重篤になると脳機能が可逆的・不可逆的に影響を受けることもあり、物忘れや ADL の低下などを引き起こす。(6-15 HIV 関連神経認知障害 参照)

臨床心理士は心理学的知見に基づき、カウンセリングや心理検査を通じて患者に寄り添い、患者の心情・置かれている環境・脳機能などをアセスメントし、患者本人と患者をケアする周囲の支援を目指している。以下は、その主な役割である。

- (1)HIV 感染に伴う精神神経学的症状のアセスメントと支援
- (2)HIV 感染を告知された家族やパートナーへの支援
- (3)院内スタッフとの協働（院内スタッフへのメンタルヘルス支援や、他科との協働を含む）
- (4)院外スタッフとの協働（情報提供や後方支援を含む）

## 5 ソーシャルワーカーの役割

ソーシャルワーカーは相談者の生活問題を社会的な視点から捉え相談者の福祉ニーズを共に考え目標に向かえるように支援を行う。相談者の抱える福祉ニーズを生活歴、家族関係、社会環境、文化、価値観から総合的に理解する。また、患者の自己実現と自己決定を尊重し、権利擁護及び代弁をおこなう役割を持つ。

- (1)病院にかかる医療費などの相談支援  
(高額療養費制度、身体障害者手帳、重度心身障害者医療費、自立支援医療費などを説明する。もし相談者が情報漏えいを心配される際にはソーシャルワーカーが代行して申請する。)
- (2)生活していくお金が無いなどの経済的な相談支援  
(生活福祉資金貸付制度、住宅確保給付金を説明し申請の援助を行う。条件が満たせれば障害年金の申請を支援する。全ての福祉制度やインフォーマルなサービスを活用してもなお貧困困難があれば生活保護申請も支援する。)
- (3)何らかの介護が必要な時には介護福祉サービスの紹介・調整などのケアマネジメント  
(居宅サービス、入居系サービスの選定と仲介援助を行う。福祉事業所へは HIV についての情報提供を行い安心してサービス提供できるように調整を図る。)

- (4)学校や職場での社会生活上の悩みへの相談
- (5)社会福祉制度利用に際し秘密漏えいへの不安の相談
- (6)北海道 HIV 担当ソーシャルワーカー向け専門研修の企画及び主催
- (7)社会福祉サービスなどの社会資源開拓

(HIV 陽性者が地域で福祉サービスを選び安心してより良く暮らしていけるように HIV と HIV 陽性者理解を多くの人に知ってもらえるように働きかける。)

## 6 情報担当の役割

HIV/AIDS に関する情報の収集・管理・提供を主に行う。患者データベースなど様々なデータの管理を行い、ホームページや刊行物などを通じ最新情報を関係者へ提供する。また院内外における研修会・講演会などの開催協力や、HIV/AIDS 関連研究班などの調査事項への協力を行う。

- (1)患者データベースなどのデータ管理とデータシステムの構築・運用とその分析
- (2)Web サイト【北海道 HIV/AIDS 情報】や各種刊行物の管理・作成とこれらを用いての情報提供
- (3)研修会・講演会などの開催協力
- (4)HIV/AIDS 関連研究班等の調査事項への協力

(HIV 相談室 渡部 恵子、武内 阿味、羽賀 あずさ、石田 陽子、  
富田 健一、田村 恵子、遠藤 知之 2020.10)